

同窓会評議員会運営規程

第1条 この規程は、京都産業大学同窓会規約（以下「規約」という）第16条第2項に基づき、評議員会の運営に関することを定める。

第2条 評議員会は、会長・評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は会長とする。会長に事故あるときは副会長（以下同じ）がこれにあたる。

第3条 評議員会は年1回開催するものとし、理事会の議を経て会長が招集する。

2 会長は、緊急の必要あるとき、または評議員現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、評議員会の招集を要求されたときは要求のあった日から20日以内に、臨時評議員会を招集しなければならない。

第4条 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上の出席により成立するものとする。

2 書面によりあらかじめその議事に対する意思を表明した者、および書面により他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

第5条 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 規約の改正承認については、規約の定めるところによる。

第6条 評議員会の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 規約の改正承認に関する事項
- (2) 会員の入会承認および除名に関する事項
- (3) 会費の金額および納入方法に関する事項
- (4) 顧問に関する事項
- (5) 理事会・常任理事会から審議を委託された議事の承認に関する事項
- (6) 選挙管理委員会規程に関する事項

第7条 評議員会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した評議員2名が署名押印のうえ、事務局に保管するものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行なうことができる。

附 則

この規程は、昭和55年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年10月4日から適用する。